

農地を「貸したい」「売りたい」「借りたい」「買いたい」方へ

●田原市とJAではこんなサポートをしています

農家の方の中には、病気であったり、高齢で耕作できなくなったりなど、所有する田や畑の管理が難しくなっている方もいると思います。

また、相続で農地を取得したものの農業をしていない、遠くに住んでいる、などの理由で耕作できない方もいると思います。

農地を耕作せずに放置すると、草木が生い茂り、再度耕作できるようにすることが困難になると共に、害虫が発生するなど、周囲に迷惑を掛けてしまうこととなります。

また、耕作しなくても土地改良区の賦課金などを毎年支払う必要があります。

このような農地を所有する方は、農地を貸し出したり、売却することを考えてはいかがでしょうか。市内には、農業経営の規模を拡大したいと考えている農家の方が多いと思います。

本市およびJA愛知みなみでは、

下記のとおり、農地を「貸したい」「売りたい」「方と」「借りたい」「買いたい」方への橋渡しを行っています。気軽にお問い合わせください。

●農地・園芸施設バンク事業

(田原市営農支援課)

「貸したい」「売りたい」農地の情報を登録して、規模拡大を目指す農業者や新規就農者に紹介し、有効活用するための制度です。

ア対象の土地

市内の農地

イ登録方法

営農支援課に農地バンク・園芸バンク登録申請書を提出

ウ価格設定

農業委員会の賃借料情報を考慮して農地所有者が決定

エ登録された農地の情報の閲覧

営農支援課HPや同課事務室で紹介

農地を「借りたい」「買いたい」という方へのメールでの情報配信(要申込)

オ手数料など

特になし

カその他

書類作成の補助を行う

▼営農支援課 ☎22-1126

●JAの仲介による貸し借り

(JA愛知みなみ)

JAが仲介して「貸したい」農地を「借りたい」農家へ受け渡す事業です。

ア対象の土地

市内の農用地区域内の農地(その他条件あり)

イ登録方法

農地を「貸したい」方がJA愛知

みなみ営農企画課に申し込み

ウ価格設定

農業委員会の賃借料情報および生産条件を勘案して所有者が決定

エ農地の情報の閲覧

JAの各支店・支所の経済窓口

「農地の貸出し情報」を紙面で掲載

インターネットなどを通じた情報

発信も行う(募集期間は1カ月間)

オ手数料など

契約1件につき毎年500円(別途消費税)

カその他

書類準備はJAが行う

「借りたい」農家が複数あった場合は、認定農業者、貸し出し農地の町内に住む農家を優先する

▼愛知みなみ農業協同組合

営農企画課 ☎34-1051

地域の農業委員・農地最適化委員にご相談ください

「農地を売りたい」「買いたい」といった情報は、多くの場合はその地域の中で出回っています。このため、地元の農業委員・農地利用最適化推進委員に問い合わせることも、有益な情報が得られることがあります。

農地の売買・賃借は農業委員会を通じた手続きが必要で

農地法では、農地の売買・賃借には農業委員会の許可が必要と定められています。

ただし、現状では当事者同士の承諾による貸し借り(いわゆるヤミ小作)も存在するかと思えます。しかし、これは法律上有効ではないため、トラブルがあっても貸し手と借り手の権利が保護されませんので、農業委員会への手続きをお忘れなくお願いいたします。

